

名古屋大学における保有個人情報の開示決定等に係る審査基準

平成17年4月1日
総長 裁定

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条に規定する開示決定等、第30条に規定する訂正決定等及び第39条に規定する利用停止決定等についての名古屋大学(以下「本学」という。)における審査に当たっては、この基準に基づき適正な運用を図るものとする。

保有個人情報の開示決定等に係る基準

第1 開示請求権

(開示請求権)

第12条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

【解釈】

- 1 「何人も」とは、日本国民のみならず外国人も含むすべての自然人である。
- 2 開示請求をすることができる情報とは、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。したがって、自己以外の者に関する情報については、たとえ配偶者に関するものであっても開示を請求することはできない。
なお、自己を本人とする保有個人情報であっても、刑事事件の裁判等に係る保有個人情報については、適用除外とされている。
- 3 死者に関する個人情報が、同時に死者の遺族の個人情報となる場合があり、そのような場合には、当該遺族が、自己の個人情報に対する開示請求を行うことができることになる。
- 4 「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満20年に達しない者をいう。
- 5 「成年被後見人」とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であって、法定の手續に伴い家庭裁判所からの後見開始の審判を受けた者をいう。
- 6 法定代理人とは、民法上、本人の信任に基づかないで生ずる代理を法定代理といい、その代理人を法定代理人という。「未成年者の法定代理人」は、第一次的には親権者(民法第818条等)、第二次的には未成年後見人(民法第838条第1号等)である。「成年被後見人の法定代理人」とは、成年後見人である。(民法843条等)
- 7 法定代理人は任意代理とは異なり、本人の利益のために代理行為を行う義務はあっても、代理行為に本人の同意は要しない。
- 8 「本人に代わって」とは、法定代理人が未成年者又は成年被後見人である本人の保有個人情報について開示請求をすることができるという趣旨であり、本人が開示請求権を行使しない場合にのみ法定代理人が請求権を行使できるという趣旨ではない。
- 9 未成年者の法定代理人の開示請求権行使については、父母による親権の共同行使は要件とせず、父母がそれぞれ単独で開示請求権を行使することができる。

- 10 未成年者の法定代理人から、本人に代わって開示請求があった場合は、本人にその旨を通知し、本人の同意を得ることに努めるものとする。
- 11 前項の本人への通知及び同意の有無については、法定代理人に通知するものとする。

第2 開示決定等における審査基準（第14条関係）

1 保有個人情報の開示義務

第14条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

【解釈】

- 1 本開示請求制度は、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。
- 2 本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。
- 3 本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する必要があります。
- 4 情報公開法では不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、開示請求の対象である法人文書が国民一般に公開されることを前提としている。これに対し、本制度では、本人が自己の個人情報の取扱いをチェックするためのものであり、また、公になれば自己の不利益となる情報を他に漏らすことも通例では想定する必要はないため、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、特定の開示請求者に対する開示を前提にしている。

2 個人に関する情報

第14条

- 一 開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

八 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【解釈】

- 1 開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようにしておく必要がある。
例えば、カルテ開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられるが、一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もある。この場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、具体的なケースに即して慎重に判断する必要がある。
- 2 開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示としている。
なお、「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。
- 3 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、保有する個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報としている。
- 4 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。
- 5 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。該当する情報としては、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）等が考えられる。
- 6 「知ることが予定されている情報」とは、実際には知らされていないが、将来的に知られることが予定されている場合である。「予定」とは将来知られることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等を照らして通例知られるべものと考えられることをいう。
- 7 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人に権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

- 8 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその担任する職務の遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。
- 9 「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、その職名と職務遂行の内容について、情報公開法では、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から不開示としないこととされているが、本法においても同様に不開示としないこととした。
- 10 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護すると位置付けた上で、本号イの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合には例外的に開示することになる。

例えば、人事異動の官報への掲載、行政機関等により職名と氏名を公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合

3 法人に関する情報

第14条

- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【解釈】

- 1 「法人その他の団体」とは、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。
- 2 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。
- 3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示し

なければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

- 4 「個人の権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。
- 5 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。
- 6 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を含む個人の運営上の地位を含む。
- 7 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と本学との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。
- 8 「独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」とは、法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報であり、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護するものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的保護しようとするものである。
- 9 「独立行政法人等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、総長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

4 審議、検討等に関する情報

第14条

四 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【解釈】

- 1 事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程として、次のような場合がある。
 - 具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議
 - 一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ
 - 決裁を前提とした説明や資料
 - 教育研究評議会、部局長会、教授会及び有識者等を交えた研究会等における審議や検討
- 2 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保は保護法益としている。
- 3 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未定熟な情報や事実関係の確認

が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

- 4 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままでの情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したものである。

5 事務又は事業に関する情報

第14条

五 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【解釈】

本規定は、総長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

- 1 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(イ)

「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準じるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等)の事務局等を含む。

他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれのある情報が該当する。

「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られな

くなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

2 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（ロ）

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

3 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」（ハ）

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

上記～の事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については不開示とするものである。

また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細について開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは該当し得ると考えられる。

4 契約、交渉又は争訟に係る事務（ニ）

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利益関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他法令に基づく不服申立てがある。

上記～の事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については不開示とするものである。

5 調査研究に関する事務（ホ）

知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退されるなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、そのような情報を不開示とするものである。

6 人事管理に係る事務（ヘ）

人事管理に係る事務に関する情報には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

7 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業（ト）

国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関連する

情報については、企業経営という事業の性質上、第14条第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、情報の不開示の範囲は第3号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

第3 部分開示の基準（第15条関係）

第15条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【解釈】

（第1項関係）

- 1 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合は、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。どの部分が不開示情報に該当するかという区別が困難な場合だけでなく、区別は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。
- 2 「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。
- 3 録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの1人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合があり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。
- 4 電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられるが、電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」ときに該当しない。
- 5 不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけを塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果にならない範囲内において、当該方法を講じることの容易さ等を考慮して判断することとなる。

（第2項関係）

- 1 個人認識情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合体であり、他の不開示情報の類型が各号に定めら

れた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができるのとは、その範囲の捉え方を異にする。このため、第1項だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

- 2 「……開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるのかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や個人の未発表の論文等を開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものと想定される。
- 3 第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

第4 裁量的開示（第16条関係）

第16条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

【解釈】

- 1 第14条各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、総長の高度の行政的な判断により、開示することができることとしたものである。
- 2 第14条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、第14条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

第5 保有個人情報の存否に関する情報（第17条関係）

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【解釈】

- 1 開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うこととなる。したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。
しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、第14条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。
- 2 開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合がある。例えば、懲戒処分等の個人を対象とした情報

について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

- 3 保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。
- 4 提示する理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。
- 5 保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

第6 開示請求に対する措置（第18条関係）

第18条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【解釈】

- 1 「法第4条第2号」とは、利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるときであり、「法第4条第3号」とは、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときであり、これらの場合には、本人に対して利用目的を明示する義務を課さないこととしている。

保有個人情報の訂正決定等に係る基準

第1 訂正義務（第29条関係）

第29条 独立行政法人等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【解釈】

- 1 「訂正請求に理由がある」とは、本学による調査の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。
- 2 利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものであり、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。
- 3 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用

目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なことが明らかな場合は、特段の調査は行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについては現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要はない。

- 4 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

保有個人情報の利用停止決定等に係る基準

第1 利用停止請求権（第36条関係）

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると
思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する独立
行政法人等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保
有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関し
て他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、
この限りでない。

- 一 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取
得されたものであるとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用され
ているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - 二 第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情
報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用
停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
 - 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【解釈】

- 1 「法第3条第2項の規定に違反して保有されているとき」とは、いったん特定され
た利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。
- 2 法第3条第3項の規定に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的
に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、当該保有個人情報の
利用停止請求の対象となる。
- 3 「第5条の規定に違反して取得されたものであるとき」とは、偽りその他不正の手
段により個人情報を取得したときをいう。
- 4 「第9条第1項の規定に違反」とは、保有個人情報が本来の利用目的以外の目的の
ために利用・提供された場合、本人の予期せぬ利用等による不安・懸念を生じさせ、
さらに悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大
させる場合をいう。
- 5 「第9条第2項の規定」とは、「第9条第1項の規定」にかかわらず、次の から
のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人
情報を自ら利用し、又は提供することができることをいう。ただし、保有個人情報を
利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益

を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて社会通念上、客観的にみて合理的な理由があるなど相当な理由のあるとき。

行政機関、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて社会通念上、客観的にみて合理的な理由があるなど相当な理由のあるとき。

からに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて、特別の理由のあるとき。

「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用を供するために提供することをいう。

「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」とは、例えば、緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられる。

「その他保有個人情報を提供することについて、特別の理由のあるとき。」とは、次の場合をいい、例えば、国際協力のため外国政府、国際機関等に提供する場合等が考えられる。

イ 行政機関、独立行政法人等に提供する場合と同程度の公益性があること

ロ 提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること

ハ 情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること

第2 保有個人情報の利用停止義務（第38条関係）

第38条 独立行政法人等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【解釈】

- 1 「利用停止請求に理由がある」とは、第36条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると認められるときである。その判断は、本学の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び本法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行う必要がある。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第36条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正することをいう。
- 3 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

- 4 「ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。」とは、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でないため、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。